

島根県報

平成21年12月25日 (金)

号外 第 223 号 (毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

上

【告 示】

解除予定保安林

(森林整備課) 2

告示

島根県告示第867号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成21年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 松江市美保関町美保関1467-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
 - 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)